

第7回技術調査の配点基準

(1) 配点は「積算結果(帳票)」を対象とし、「(2)と(3)の合計」とする。

(2) 下記 ~ の合計ポイント数をもって満点(100%)とする。

積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント(平成29年6月28日試験当日配布した「第7回技術調査条件一覧表」)のとおり。

本工事費内訳表

- ・「数量」欄に入力した数量の値を1ポイントとする(但し、計算数量において1式と入力している箇所は除く)
 - ・「単価」欄に引用する「施工単価」「材料単価」「労務単価」を1ポイントとする。
- #### 単価表(明細表)
- ・「施工単価」については、入力すべき施工条件が全て合致する場合のみ、当該条件数と同数のポイントとする。

登録単価

- ・施工単価に取り入れる登録単価については、登録1つにつき1ポイントとみなす。但し、施工単価においては、この登録単価を含めた施工条件が全て合致することが必要である。

その他

- ・ポイント数の内訳
数量：75、施工単価：44、施工単価条件：169(間接費区分含む)、積算情報：14、合計302ポイント
- ・登録単価については、最低限の規格を記載すること。なお、内訳表の流れの中で規格等がわかる場合は支障ないものとする。

(3) 下記 ~ の合計ポイント数を減点する。

積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント対象外項目で、条件一覧表どおりに入力していない場合は、各項目1ポイントずつ減とする。

工事総括表の概要取込

- ・不必要な回答が追加されている場合は、1行につき1ポイント減とする。

本工事費内訳表

- ・「数量欄」で「1式」と入力する箇所に入力ミスがあった場合は、1ポイント減とする。

- ・「単位欄」に入力ミスがあった場合は、1箇所につき1ポイント減とする。
- ・レベル1～5の入力項目において、レベル及び内容のミスがあった場合は、1行につき4ポイント減とする。
- ・レベル6の入力項目において、レベル及び記載ミスがあった場合は、4ポイント減とする。
- ・ unnecessary 回答が追加されている場合は、1行につき4ポイント減とする。
単価表（明細表）
- ・ 特殊施工単価表（Vコード単価表）の入力を一部認めることとする。